

令和 2 年 7 月 1 日
総 務 部

緊急記者会見への手話通訳者の配置について

地震発生時や顕著な大雨時等に気象庁が開催する緊急記者会見に手話通訳者を配置し、聴覚に障害をお持ちの方の防災情報へのアクセシビリティの向上を図ります。

気象庁では、聴覚に障害をお持ちの方の地震等の防災情報に接する際のアクセシビリティ向上を図るため、平成 31 年 3 月 25 日以降、緊急記者会見（※ 1）を開催する際に手話通訳者を試行的に配置して参りました。

これまでの 1 年余りの試行を経て、気象庁が開催する緊急記者会見への手話通訳者の配置について、特段の問題なく運用できる目処がたったため、本日より本格運用を開始することといたします。

なお、気象庁の緊急記者会見の様子は、本年 3 月 25 日より YouTube を利用したライブ中継（※ 2）を行っており、このライブ中継を通じて、どなたでも会見内容を確認することが可能です。

※ 1 緊急記者会見とは、以下の場合に緊急に開催する記者会見のこと

- ・国内で震度 5 弱以上の地震が発生した際
- ・大津波警報・津波警報、津波注意報を発表した際
- ・噴火警報（噴火警戒レベル 3 相当以上）を発表した際
- ・気象に関する特別警報を発表した際
- ・社会的影響の大きな現象（台風、大雨等）が発生または予想された場合

※ 2 気象庁公式 YouTube チャンネルの URL

<https://www.youtube.com/channel/UCajQ4ZQJrgwSxkF6xaCfrRw>

問合せ先：

気象庁 総務部 総務課 広報室 山本、笹部

電話 03-3212-8341（内線 2243） FAX 03-3212-7248